江戸幕府前期の「御用」について

ľ め に

は

と『訴訟』をめぐって――」において「『史料を正確に読むため』 された。そして「幕府直轄軍団の形成」においても同様の理解を ことは言を待たない」とする立場から、 には、史料中の一字一句にも極めて細心の注意を払う必要のある 用」は後者の意であるとの見解を示した。この私の見解に対し、 もあり、寛永十一年(一六三四)のいわゆる「職務定則」や寛永 時代前期の幕府関係史料にみられる「御用」という語には将軍の つである「御用」と「訴訟」について検討され、私の見解を批判 小池進氏は、「近世前期の史料用語に関する一考察 十二年の訴訟の承日と担当者を定めた条々などにみられる「御 命令の意があるとともに、「将軍が聞くがわに立つ『御用』」の意 拙書『江戸幕府老中制形成過程の研究』において、江戸① 近世前期の史料用語の一 ——【御用】

示されている。

藤

井

讓

治

れている寛永十一年の職務定則における「御用」についての高木 今も考えている。以下、小池氏の論証を中心に検討し、 昭作氏の見解(将軍の命令の意)も訂正すべきものと、かつても しかし、小池氏の批判には承服しがたく、また小池氏が支持さ

① 校倉書房、一九九〇年刊

「御用」の意味についての自らの見解を提示したい。

- 用されてきた「職務定則」の語を原則として用いる。 述べたが(拙著一八〇頁)、ここでは混乱を避けるためにこれまで使 この「職務定則」については拙著で「老中宛法度」とすべきことを
- 「白山史学」二九、 一九九三年。

(4)

収 『新しい近世史1 国家と秩序』(新人物往来社、一九九六年) 所

高木昭作氏の見解

小池氏が拠って立つ高木昭作氏の見解をまず紹介しよう。氏は、

『日本歴史大系3 近世』の第一編第三章第三節将軍権力(Ⅰ)

[大老と老中の成立] のなかで

き」として、前の三人は「禁中並びに公家・門跡衆の事」 六人の出頭衆・御町奉行衆」が「事をわけ執りおこなわれべ 寛永十一年には、「御年寄衆三人までにては事つかえ候に付 「国持衆、総じて大名一万石以上御用、 並びに訴訟の事」、

事」、「京・大坂・駿河その外所々の御衆並びに諸役人御用の とし、六人衆は「御旗本に相詰め候万事御用並びに御訴訟の 「寺社方の事」、「異国方の事」「諸国絵図の事」などを職務

事」、「壱万石以下組はずれの者御用並びに御訴訟の事」を職

うのは、 家光からの意思の伝達(命令)の意味であり、 一訴

務とすることが家光により決定された。ここで「御用」とい

いう訴訟もその一部である)の意味である。 訟」というのは下からの家光に対する陳情・お願い(現代で

と述べられ、ここでの「御用」は「家光からの意思の伝達 **合**

書としての性格をもつものであることもあって、

その意味確定の この書物が概説

の意味」であると明言されている。

しかし、

定

げられた年寄衆の職務を定めた原史料をまずあげ検討しておこう。

ための論証はここではなされてはいない。そこで、

高木氏が取上

禁中方幷公家門跡衆之事 国持衆惣大名壱万石以上御用幷訴訟之事、

(傍点筆者、以下

同じ)

御蔵入代官方御用之事 同奉書判形之事

金銀納方幷大方御遣方之事

大造之御普請幷御作事、堂塔御建之事、

知行割之事

寺社方之事

諸国絵図之事、 異国之事

御朱印

右条々御用之義幷御訴訟之事、

承届可致言上也、

寛永十一年戌三月三日

酒井讃岐守との(忠勝) 土井大炊頭との(利勝) 酒井雅楽頭とのへ(忠世)

129

(415)

り、「家光からの意思の伝達」の意と解することは困難である。 うに三人の年寄=老中が「承り」将軍に「言上すべきもの」であ に特別な意味内容を付さない限り、「承届可致言上也」とあるよ 定しがたい。しかし、箇条に続く最終行の「御用」は、「御用 にみえる「御用」は、それ自体からその意味内容を積極的には確 て家光がその扱うべき事柄を定めたものである。 この定は、 『日本歴史大系 3 近世』(山川出版社、一九八八年)二四○頁 酒井忠世・土井利勝・酒井忠勝の三人の年寄に対し 第二条と第四条

である(拙著一七八頁参照)。 九八四)。なお、この定には「御朱印」とあるが、実際には黒印状 『憲教類典』二之五(『内閣文庫所蔵史籍叢刊』三八、史籍研究会

小池進氏との論争の経過

ら始まった。 る「江戸幕府日記」寛永十二年十一月二十一日条の解釈の違いか 小池氏と私のあいだで、「御用」にからんだ議論は、 次にあげ

えで、

当番之方江参可申、 日毎月三日九日十八日此三ケ日ニ被仰定之間、 申上、其身之訴訟之儀ハ、六人之者を以可申上、 指当御用之儀ハ常ニも当番之方へ可申 右之日御用 但御用承

讃岐 ・豊後 ・加賀 ・備中 ・志摩 ・対馬・(酒井忠勝)(阿部忠秋)(堀田正盛)(太田資宗)(三浦正次)(阿部重次)之旨、諸番頭物頭之面々諸役人江於御白書院、大炊・

小池氏は、「若年寄の成立をめぐって」において、この箇条を 遠江守・備後(土井利隆)(酒井忠朝) 被申渡訖

引き「ここで『諸番頭・物頭之面々・諸役人』に対して、『其身 常ニも(六人之)当番之方江可申』ことを、朽木稙綱を除いた 之訴訟之儀者、六人之者を以可申上』ことと、『指当御用之儀ハ、 『六人衆』と信綱以外の『年寄』との列座で申渡しており『六人

この点について、拙稿「江戸幕府老中制の形成 (3)」において、② 当該部分の写真をあげて「頭々」と読むべきことを示し、そのう 関であることを確認している」とされた。そこでは、「物頭番 衆』が『御旗本・諸奉公人御用幷訴訟』を司る役=直臣団統制 二頭々可申上」の部分を「御直二頭二可申上」と読んでおられる。 ついての解釈は示されておらず、 其組幷同心御用之儀、 前廉如被仰出御直ニ頭々可申上」の部分に かつ、引用にあたっては「御直 頭

る」とする主張は、その根拠を失うことになろう。 旗本・諸奉公人御用幷訴訟』を司る役=直臣団統制機関であ の言上が確認されたのであり、 番頭・物頭による番士の御用・訴訟の取扱いと将軍への直接 小池氏の 二六人衆 が 御

と批判した。

は、六人衆を通して言上せよ」とされた。
は、六人衆を通して言上せよ」とされた。
は、六人衆を通して言上せよ」とされた。
に直接物頭・番頭が番士に伝達せよ。物頭・番頭自身の『訴訟』に直接物頭・番頭が番立る番士・同心への『御用』は従前定めたように直接物頭・番頭が番立に伝達せよ。物頭・番頭自身の『訴訟』に直接物頭・番頭が番士に伝達せよ。物頭・番頭自身の『訴訟』に直接物頭・番頭が番士に伝達せよ。物頭・番頭自身の『訴訟』にあける江戸幕に直接物頭・番頭が番士に伝達せよ。物頭・番頭自身の『訴訟』における江戸幕に直接物頭・番頭が番士に伝達せよ。物頭・番頭自身の『訴訟』における江戸幕に直接物頭・番頭が番士に伝達せよ。物頭・番頭自身の『訴訟』における江戸幕に直接物頭・番頭が番士に伝達せよ。物頭・番頭自身の『訴訟』における江戸幕に直接物頭・番頭が番士に伝達せよ。

おいて、これに対して、私は拙著『江戸幕府老中制形成過程の研究』に

に異論はない。しかし、「御用」の意味はそれだけではなく、に、「六人之者を以可申上」を「伝達せよ」とすること自解しておられるが、「可申上」を「伝達せよ」とすること自解しておられるが、「可申上」を「伝達せよ」とすること自解しておられるが、「可申上」を「伝達せよ」と解しておられるが、「可申上」の「可申上」を「伝達せよ」と解小池氏は、「頭々可申上」の「可申上」を「伝達せよ」と解

日・十八日之事」に「承日」とある箇所についても、その意寛永十二年条々の「国持幷大名御用訴訟之事、承日三日・九条々御用之義并訴訟之事、承届可致言上也」という部分も、条々御用之義対訴訟之事、承届可致言上也」という部分も、たとえば「江戸幕府日記」寛永十一年三月二十九日の条にたとえば「江戸幕府日記」寛永十一年三月二十九日の条に

用』」のあることを指摘した。
④
と再度、小池氏の解釈を批判し、「将軍が聞くがわに立つ『御

を取ることはできなくなるのではなかろうか。

こうしたなか一九九二年、田中誠二氏は、論文「藩からみた近世初期の幕藩関係」において、後掲の史料Cを引き、いわゆる「老中職務定則」の第二条にある「御用」は「大名から将軍への「港中職務定則」の第二条にある「御用」は「大名から将軍への「御用」を指しており、将軍から大名への『御用』を指しているのではない」と明確に述べられ、山本博文氏が著書『幕藩制の成のではない」と明確に述べられ、山本博文氏が著書『幕藩制の成のではない」と明確に述べられ、山本博文氏が著書『幕藩制の成のではない」とされたことを批判され、拙著での解釈を「共有する」とされた。

- 「人文学報」六三、一九八八年。
- 拙著二二六・二二七頁。 『東洋大学大学院紀要』二五、一九八九年

3 2 1

(4)

- (5) **【日本史研究**】三五六、 一九九二年。
- (6) 一九九〇年、 九七頁。

Ξ 小池氏の反論とその検討

文で小池氏は、「御用」と「訴訟」の二つの用語を取上げられ にあげた「近世前期の史料用語に関する一考察」である。この論 私の批判と田中氏の解釈に対する反論として書かれたのが冒頭 この語自体が明確に解釈されたのは意外に新しく、高木昭作

用』というのは、家光からの意思の伝達(命令)の意味であ (現代でいう訴訟もその一部である) の意味である」とされ 『訴訟』というのは下からの家光に対する陳情・お願い

氏が『日本歴史大系』(一九八八年)のなかで、「ここで『御

たのが初めである。山本博文氏もこの理解のうえにたって、 家光期の老中制を家光の「御用」や家光への「訴訟」を取り

次ぐ合議機関とされた ところがかかる理解に対して、 藤井譲治氏は家光の

一御用

くがわに立つ『御用』の意もあり」として、「御用」 からの意思の下達だけでなく、諸大名や旗本などから将軍に 日」制の析出のなかから、大筋では高木氏の見解を認めなが 「『御用』の意味はそれだけでなく、(中略)将軍が聞 が将軍

> への『御用』を指しているのではない」と、高木氏とは全く は、大名から将軍への『御用』を指しており、将軍から大名 を根拠に、藩側から見た場合「二つの申渡しにいう『御用 定則」や寛永十二年「条々」に関する毛利家江戸留守居史料

解を整理され、続いて「訴訟」と「御用」の意味を実証的に確定 と、「御用」という用語の解釈をめぐるこれまでのいく人かの見 反対の解釈をなされているのである。

する作業をされている。

ことに異論はない」と前著で書いたが、寛永十一年の「職務定 かれているが、私は、「当時の『御用』に将軍の命令の意がある 井譲治氏は(中略)大筋では高木氏の見解を認めながらも」と書 小池氏の「実証」部分についての検討に移るまえに、氏が「藤

伝わらなかったようであるが、私の解釈は、寛永十一年の「職務 余りに婉曲的でありすぎたのか、文章がまずかったのか、真意が にいかなるところでも同意してはいない。先に引用した部分では 則」や寛永十二年の「条々」の「御用」についての高木氏の解釈 定則」や寛永十二年の「条々」の「御用」 は「将軍が聞くがわに

立つ『御用』」の意であり、「家光の意思の伝達(命令)」の意で

さ

らに田中誠二氏は、藤井氏の解釈を発展させ、後述の「職務 上申される「御用」もあるという解釈を提示されている。

がある、というものである。

立場は、この時期の「御用」には文脈・用法によって多様な意味の「御用」に「将軍の命令」の意がないというのではない。私のの「御用」に「将軍の命令」の意がないというのではない。私の

なく、私も基本的に下から上への「願い」と理解している。れる。「訴訟」について氏のあげられた諸事例に私は特に異論はがわに立つ『御用』」の三つの節を立てられ議論を展開しておら小池氏の論証の検討に移ろう。氏は、「訴訟」、「御用」、「聞く

寛永十二年十一月十七日条の「御前へ被為召、御用等被仰付訖」、条の「御用有之而被為召候時者、可致参上之旨上意也」、同日記えられている。そのうち、「江戸幕府日記」寛永十二年十月六日(御用」については、小池氏は七つの史料をあげられ検討を加

次のように述べられる。

小池氏は、

この史料中にある二つの

「御用」

について検討し

寛永十八年五月五日付で細川光尚に宛てられた老中奉書での

一御

部① で、 史料は、 用」としてよいであろう。 用之儀候間」、これに関連した細川光尚の書状中の 岩崎又右衛門に宛てられた寛永十一年十二月十二日付の書状の の 寛永十一年閏七月の江戸城西丸炎上の責めを受けた老中酒 「御用」については、 土佐山内氏の江戸詰家臣である柴田覚右衛門から国許 問 その文脈からも将軍家光からの [題は残る三つの史料である。 一御用御座候 最初の 御 0

> である。 井忠世の同族でかつ老中でもあった酒井忠勝の動向に関するもの

史料A

酒井讃岐殿去六日ニ御下着にて御座候、(忠勝)② 古御同前ニ御用被仰付候ハゝ、 内 まひ不被成筈ニ御座候間、 内]衆申候ハ、 で大様ニ相心得候へと、 追而深栖九郎右衛門などニ内談仕可申上候、(酒井忠勝内衆) 此跡とちかひ申候間、 御留守居共二申開候、 何之御用も取次申事不罷成候間 様子ニ御したかひ可被成 万事御公儀之様子御 (中略) (傍注藤井) 併従上 讃岐殿 様 御

である。ここでの「取次」を田中誠二氏が指摘されるように 史料後半部分には はなく、 ができないので」となり、 すれば、「「何之御用」 いま注目すべきは「何之御用も取次申事不罷成候間」 「下から上への仲介の意を色濃くもった語」と文字通り解釈 諸大名からの 「併従上様古御同前ニ御用被仰付候ハゝ 一御用」ということになる。 Ł (忠勝から家光に) 『取次』 ぐこと 「御用」は家光からの 御用 ところが の部分 で

から

とあり、

ここでの

一御用」

は明らかに「上様」(家光)

仰付」けられる一御用」と読むことができる。このように

うに理解すればよいのであろうか。いまその結論を急ぐことった語として使用されているのである。この点をいまどのよ同一書状のなかに、一つの語が正反対の意味(方向性)をも

氏の主張を、「諸大名や旗本からすれば、将軍の『御用』(命

はせず、もう少し同じような例を挙げてみよう。

とで矛盾はない、ということになる。 とで矛盾はない、ということになる。 (御用」もそう理解するこあり、田中氏のいうような大名からの「御用」もそう理解するこあり、田中氏のいうような大名からの「御用」は同じ意味でなければながにある同じ用語(ここでは「御用」であり、前者の「御用」はあり、田中氏のいうような大名からの「御用」もそう理解することも『御用』なののである」という後段での氏の理解を踏まえて整理すれば、同一書のある。

申すには、これ以前とは違い、『万事御公儀之様子』に(忠勝は)とで讃岐殿に申上げる件承知いたしております。讃岐殿の内衆がより江戸にお着きになった。であるから深尾因幡殿の扶持方のこより江戸にお着きになった。であるから深尾因幡殿の扶持方のこより江戸にお着きになった。であるから深尾因幡殿の扶持方のこところで氏は、史料の引用にあたって「讃岐殿御内衆申候ハ」ところで氏は、史料の引用にあたって「讃岐殿御内衆申候ハ」ところで氏は、史料の引用にあたって「讃岐殿御内衆申候ハ」

まれている。ともあれ氏がこの史料の理解にとって極めて重要と対する回答」の要素はなく、むしろ大名よりの「訴訟」の意が含願いに対する応対であり、ここでの「御用」には「将軍の命令に願いに対する応対であり、ここでの「御用」には「将軍の命令に必称の返答は、山内氏家臣深尾因幡の扶持方についての山内氏の内衆の返答は、山内氏家臣深尾因幡の扶持方についての山内氏の内衆の返答は、「何之御用も取次申事不罷成候間」ということになろう。せんので、内々そのように心得るように」ということになろう。

として扱うべき様々な「御用」の意と解釈する。はない。ただ、「仰付」られた内容は特定の用件ではなく、年寄はなの「御用」を家光が「仰付」けたものと解することに異論

であろうか。

思われる部分を省いて議論を組み立てられたことは、

如何なもの

四月十二日付の返書の一部であり、その内容は「職務定則」と老二つ目の史料は、江戸の細川忠利に宛てた父忠興の寛永十一年

史料B

中の十五日当番制に関するものである。

月朔日合十五日ツ、、雅楽殿・大炊殿・讃岐殿と次第ニ廻(酒井忠世)(土井利勝) 衆・御町奉行衆事をわけ可被執行由被仰付御番之次第、三衆・御町奉行衆事をわけ可被執行由被仰出、御一ツ書写給 御年寄衆御三人迄にてハ事つかえ候ニ付、六人之若御出頭

候由、得其意候事、(傍注藤井)

お構いなされない筈であるので、

何の御用も取次ぐことはできま

この史料の「年寄衆御用被仰付御番之次第」の部分は、 る御番の次第」となる。 に読めば「年寄衆が 『御用』を『仰付』けられる御番の次第」(この場合「被仰 (家光から)『御用』を『仰付』けられ あるいは「『年寄衆』が (諸大名に) 素直 氏は、

この史料を引いて次のように述べられる

ともないが、いずれにしてもこの「御用」の主体は家光であ 家光からの「御用」ということになるであろう。

れるとする解釈は成立しない。

ば、小池氏の前者の解釈、将軍から年寄が「御用」を仰せ付けら

の「被」は年寄衆に対する敬語となろう)と読めないこ

と解され、後者では老中が大名に「御用」を仰付けると解されて 釈を示されているが、 いる。氏は「いずれにしても」と言われているが、それぞれの解 ここで「年寄衆御用被仰付御番之次第」について氏は二つの解 前者では将軍が年寄に「御用」を仰付ける

十一月に月番制へ改変される。それに関連して「江戸幕府日記」 ここで問題とされている老中の十五日当番制は、 翌寛永十二年 釈が成り立つのかを検討しておこう。

寛永十二年十一月十八日条に次のような記事がみえる。 改めて解釈する必要もないかと思われるが、 於土井大炊頭宅、 今日御用幷訴訟之儀承始、依之在宿云々、 議論に出来るだけ

齟齬をきたさないためにその解釈を示せば、「土井利勝の屋敷に

おいて、

今日

『御用弁訴状之儀』の承り始めがあった。

このため

当番の土井利勝が「御用弁訴訟」を「承」るのは自らの屋敷であ また「江戸幕府日記」にもそうした記事は見出しえない。とすれ を命じるために家光が土井利勝の屋敷に出向くなど考えがたく、 光が老中である土井利勝の屋敷に出向かねばならないが、「御用_ ることは明らかであり、 土井利勝は在宿である」ということになろうか。この記事か 氏の前者の解釈が成立するためには、

御番之次第、三月朔日ゟ十五日ツ、、 されている。忠興の返書の「状之おくニ被書候年寄衆御用被仰付 寄衆御用之御番十五日替にて御さ候、三月一日ゟ十五日迄雅楽殿. 次第二廻候由」の部分は忠利の書状の追而書「追而、三人之御年 あるが、その前提となる寛永十一年三月五日付の忠利の書状が残 について検討する。まず引用された史料は忠興の忠利への返書で 氏の「と読めないこともない」と否定的に示された後者の解釈 雅楽殿・大炊殿・讃岐殿と

とを忠興は 様ニ御番にて御用被調候」の部分であり、 とされる「被仰付」の文字はなく、 その箇所に相当するのは 老中が 「御用被調」

一御用被仰付」と表現したのであり、

一年寄衆御用被

御番にて御用被調候」に対応する。 三月十六日ゟ晦日迄大炊殿、

四月一日

ら十五日

を讃岐殿、

か、

忠利の書状には小池氏が

問題

の後者の解釈は十分とはいいがたい。さらに、同じ忠利の書状の釈することができ、老中が大名に御用を仰せ付けられるとする氏仰付御番之次第」は老中が「御用」を調えるための番の次第と解

本文には

候事成間敷かと存候事

その内容が諸大名に申渡されたときの萩藩江戸留守居福間彦右衛三つめの史料は、寛永十二年の「職務定則」が出された翌日に

だろうか、疑問が残る

史料C

 この史料について氏は

対に受けとめられていたということになる」とされ、「何故この(や家臣)によって、少なくとも細川氏と毛利氏では、全く正反史料B・Cの解釈にもとずき、「一つの事実がそれを伝える大名とされ、ひとまず田中氏の理解に同意されている。しかし、氏は

たため、それと「『御用』は ような異なった記述がなされるのだろうか」と疑問を呈する。 氏は、ここで「大名から将軍への『御用』」の存在を認められ 『将軍の命令』」であるとする理解と

提起した「将軍が聞くがわに立つ『御用』の意」にもとめられた。 が両立する道を探ることになる。そして、その解決の糸口を私が 対する回答」であるというものである。以下、その論証を検討す しかし、私の解釈をそのまま認められたのではない。その結論は 「大名から将軍への『御用』」の「御用」は「家光からの命令に

(1) 「土佐山内家文書」(東京大学史料編纂所写真帳)。 ることにしよう。

- (2) (3) 傍注は筆者が補ったものである。以下同じ。 一大日本近世史料 細川家史料』五——一七七号。
- 4 この改変については拙著二一二頁以下を参照
- 「有故雑文」(山口県文書館『毛利家文庫』叢書三九)。

れ 付

(5)

一大日本近世史料

細川家史料」 一一一七一二号。

ш 「聞くがわに立つ『御用』」の検討

小池氏は、 「聞くがわに立つ **『**御用**』**」という節で次のように述

べられる 日記」寛永十一年三月二十九日の条に一御黒書院出御、 藤井氏が上述のように解釈する根拠は、 たとえば「江戸幕府 御用

> 年十一月の「条々」に「承日」とあることなどである。 かに「江戸幕府日記」にある「被尋聞」の文言は、将軍が 「訴訟」を 之儀被尋聞之」とあることや、「老中職務定則」に 「承届可致言上也」とあること、さらに寛永十二 「御用」・

「御用」が上申・下達の両方向へ使用されるという意味での 「御用」を尋ね聞くとしか解釈できないが、ここでもう一つ

典型的な例を挙げてみよう。

しか解釈できない」と私の見解を一応支持され、以下、 記」の寛永十二年二月二十一日条の「昨廿日雖御用日御鷹野出御 の語に注目して議論を展開されている。氏はまず、「江戸幕府日 あげられ、「被尋聞」については、「将軍が『御用』を尋ね聞くと 氏は、ここで私が「御用」解釈の根拠としたいくつかの事例を 今日御用面々被召出被仰付並尋聞云々」という記事をあげら 一被尋聞

とは対照的に家光が このように「御用」は家光から「仰付」けられ、そしてそれ 「仰付」けるばかりでなく、 「尋聞」いており、 「将軍が聞くがわに立つ 「御用」は将軍 御

と述べられている。この点は、「仰付」けられる「御用」 用」」もあることが明確に記されているのである。 の ある

ことを指摘しつつも私の「聞くがわに立つ『御用』」という主張

(423)137

を認められている

てあげられた史料は、三組六点ある。 意味内容を検討されるとともに、「聞くがわに立つ『御用』」の 「御用」の意味を確定しようとされる。 氏は、 さらに「尋聞」という語句の使用事例をあげられ、 いずれも「江戸幕府日記 氏が「尋聞」にかかわっ その

史料D

の記事であるが、

その一組目は次のようなものである。

自二条罷下御番衆不残登営、 悪之儀、 大炊(土井利勝) 讃岐(酒井忠勝) ・伊豆 (松平信網) 御白書院廊下列座、 ・豊後) (阿部忠秋) ·加賀 (堀田正盛)

被尋聞之云々、 (傍注藤井

史料E

| 大久保右京亮・皆川山城守並両輩之組(教隆) (隆庸) 出御用被仰付御暇被下、 御服· 御羽織等拝領、 顗 御座之間へ 今度二条御 被召

番二依被差遣之也、

(傍注藤井

が、 であり、 してある」とし、大番衆は「家光の『御用』を受けて在番するの を老中から「尋聞」かれたものである。 史料Dは、二条城在番から帰参した大番衆が在番中の勤務状況 将軍に対する奉公(役)、すなわち『御用』に応じるものと その状況をたまたま将軍の 『取次』にあたる老中が 氏は、「在番という行為

いているにすぎないのである」とされる。

さらに史料Eより

氏の はこの日の召し出し以前に決っているものであり、この召し出し は在番にあたって「暇」を与えるための儀礼であり、ここでの 切である。また史料Eの ものでない。ゆえにこの行為は「たまたま」と表現するには不適 されるが、在番からの「尋聞」は老中がするもので、将軍がする 将軍の『取次』にあたる老中が『尋聞』いているにすぎない」と ており、 されたものから「将軍に対する奉公(役)」へと大きく拡張され 「在番が将軍の『御用』であることは明らか」とされる。ここで 「御用」は在番そのものではなく、 「御用」の枠は、これまでの将軍からの個別的な命令の意と 当初の議論からズレをみせている。また氏は「たまたま 「御用」の内容を在番とされるが、 在番にあたっての家光からの

個別の命の意と考えられる。

史料F

肥州嶋原へ為上使井上筑後守被差遣之、(改重) 井 子御直二被仰含、 金十枚・ 人馬御朱印被下也、 御差料之御腰物青江・呉服 申刻退出ノ即発足、 御前 被召出、 御道服 (傍注藤 黄 様

史料G

一酒井因幡守 依之黄金・呉服等並人馬御朱印被下之、 駒杵長次郎、(政次) 九州嶋原表江為上使被差遣之、

辰上刻江戸発足之

云々、(傍注藤井

② と料下は大目付井上政童が、史料Gは酒井忠知と駒杵政次が、 ・ 大の命令つまり「御用」」という等式を導きだすことはできない。 ・ 大の命令のまり「御用」」という等式を導きだすことはできない。 ・ 大の命令のまり「御用」を受けている。 ・ 大の命令のまり、「御用」を受けていることを指摘され、「すなわちるい。 ・ 大の命令のまり、「御用」を受けていることを指摘され、「すなわちるい。 ・ 大の命令のまり、「御用」を受けている。 ・ 大の命令のまり、「御用」を受けていることを指摘され、「すなわちる。

史料H

而御前へ被召出彼地之様子被尋聞召之云々、一九州有馬表ó井上筑後守帰参、於品川御目見、還御以後重

史料Ⅰ

二丸江被為召、彼表之樣子被尋聞召之云々、一巳下刻従九州有馬、酒井因幡守・駒杵長次郎帰参、夜二入

あり、それを家光が聞くことを『江戸幕府日記』では『尋聞』と受けた彼らには、当然のこととして島原の状況を報告する義務がそして、「この二つの史料に見られるように家光の『御用』を

解も含めて、いう語句で記しているのである」とされ、先の在番についての理

という結論を導きだされる。

れていない点である。にもかかわらず「も」とされるのは如何なと書かれるが、この「御用」がなにかについてはどこにも論証さつは、右記の結論で「『御用之儀被尋開之』の場合の『尋聞』も」

「尋聞」をめぐる氏の議論の問題点をいくつか指摘しよう。一

139 (425)

五 「御用」の具体像

は「将軍の命令への回答」であるという氏の主張は、十分には論などにあえて『御用・訴訟』と並記される意味がなくなってしまなどにあえて『御用・訴訟』と並記される意味がなくなってしまい。 積極的には答えてきてはいない。そこで、この点について具体的ののがあろう」という氏の疑問には、私自身は、一部ふれたもののうであろう」という氏の疑問には、私自身は、一部ふれたもののうであろう」という氏の主張は、十分には論は、将軍が聞くがわに立つ『御用』」と

大名から将軍への「御用」の具体像を示すことを求められているに「国持衆惣大名壱万石以上御用幷訴訟之事」とあり、箇条の末には「右条々御用之義幷御訴訟之事、承届可致言上也」とある。この文言に従えば、「御用」「訴訟」ともに「承届」け「言上」すべるとする私の理解を成立させるためには、「並記される意味」をるとする私の理解を成立させるためには、「並記される意味」をるとする私の理解を成立させるためには、「並記される意味」をある。この「職務定則」には、第二条に先にも述べたように寛永十一年の「職務定則」には、第二条に

先に結論を述べれば、それは、大名側からの「届け」や「伺

ことになろう。

三つ目は、氏の「尋開」の論証では、将軍が命じそれへの回答がないため、「将軍の命令」と「尋開」を同時に記したもの場合、提示され、史料に「御用」と「尋開」を同時に記したものの意かそれ以外の意を含むかを論議しているときに、意味内容を確定されている。しかし、いま「御用」が「将軍の命令」関係を確定されている。しかし、いま「御用」が「将軍の命令」の意かそれ以外の意を含むかを論議しているときに、意味内容を確定すべき対象をその論証に援用することは適切とはいいがたいをですべき対象をその論証に援用することは適切とはいいがたいの意がを確定すべき対象をその論証に援用することは適切とはいいがたいるという。二つ目は、氏が「尋開」の論証では、将軍が命じそれへの回答を探られるものか。二つ目は、氏が「尋開」と「尋開」との関係を探られるものか。二つ目は、氏の「尋問」の論証では、将軍が命じそれへの回答

① 史料Dは「江戸幕府日記」寛永十三年三月二十八日の記事であるの用」理解を成り立たせるためにはぜひ必要であろう。同性をもつ「訴訟」以外の意味があるか否かの検討は、氏の「御

とされる点の積極的な論証はなされていない。「訴訟」と同じ方

(これがまさに「訴訟」) があり、それを将軍が聞くのではなく」

結論の後段の「発端に諸大名・旗本による何らかの自発的行為を「尋開」くという行為のあったことを明らかにされただけで、

) 小池氏の論文では重正となっているが、誤りであろう。皆川の二条在番派遣は二十八日以前に決定していたことがわかる。組、今度二条御番ニ付而子共被召出之也」とあることから、大久保・(中略)以上拾四人、大久保右京亮組、(中略)右廿五人皆川山城守

「江戸幕府日記」同年三月二十五日条に「石丸六兵衛二番子

しえる。

候而、

井弾正致同道大炊殿・讃岐殿・豊後殿(井原) (土井利勝)(酒井忠勝)

(・加賀殿江参候)(堀田正盛)、、、

ع

寛永十五年一月十九日条に「御公儀江被仰上御用之儀御座

武具の九州への搬送に関するものである。「公儀所

日乗」

二つ目は、

る。以下、毛利氏の江戸公儀人福間彦右衛門の記録である「公儀で、以下の論証では「将軍の命令」を前提としない事例を取上げで、以下の論証では「将軍の命令」を前提としては意味をなさないのい」には小池氏がいわれるところの「将軍の命令への回答」も含い」などということになる。大名から幕府への「届け」や「伺い」などということになる。大名から幕府への「届け」や「伺い」などということになる。大名から幕府への「届け」や「伺い」を

史料了 ・ の関連に注意しつつ分析する。

その内容は

致参上、御直ニ懸御目様子一々申伺候、一阿部豊後殿今月御用番ニ付、銭鋳候様子共伺可申ため早朝(忠秋)、、、、、

れば、この「銭鋳候様子共」の「伺」いはまさに「御用」とみなこの年に始まった寛永通宝の鋳造に関するものである。そこでは、この年に始まった寛永通宝の鋳造に関するものである。そこでは、毛利氏の公儀人福間彦右衛門が月番老中阿部忠秋のもとに「銭鋳(株子共」を「伺う」ために参上したことが書かれており、毛利(株子共」を「何う」ために参上したことが書かれており、毛利(大)の名。さらに「阿部豊後殿今月御用番ニ付」とあることに注目すがる。さらに「阿部豊後殿今月御用番ニ付」とあることに注目する。この記事は「公儀所日乗」寛永十三年十一月二十七日のもので、この記事は「公儀所日乗」寛永十三年十一月二十七日のもので、このに事は「公儀所日乗」

敷を訪れ、主人毛利秀就の「口上之趣」を伝えて指示を仰いだ。二日後の二十一日、福間はふたたび井原と同道して土井利勝の屋に井原弾正と同道し、土井利勝以下老中の屋敷に出かけた。このあるように、公儀人福間は、「御公儀江被仰上御用之儀」のためあるように、公儀人福間は、「御公儀江被仰上御用之儀」のため

上候条、 冬以来御下之衆日和悪敷御座候得者、 下目江道具持下候儀堅法度二可申付之通御下知候、 去冬大坂御奉行衆ゟ私国元留守居方江御奉書被遺候、 何茂御通候儀二御座候、 付而道具下目江御持せ候而御通候、 中
ら下目
江武
具持下
候儀
手堅相
究申候
、 沙汰御座候へ者、 (くら被聞召届、 昨日者以使申上候処ニ被聞召届、 被聞召届被置せ、 至其節申分茂迷惑ニ奉存じ候付而、 長門守国中分下目江武具通り申候なと、御 其選作不及差通申候、(穿鑿) 後日二御沙汰之節者可然候様に 然共是ハ御用之儀ニ付而 様子被仰聞忝存候、 長門領分陸を茂御通 左候得者九州表江 此段自然わき 任其旨 只今申 国中な 然者 囯

過させた。しかしそのことが後々になって問題とならないよう老を禁じられていたが、日和と「御用之儀」であることを理由に通衆」より「下目」(毛利氏の領国からすれば九州)への武具搬送というものである。すなわち、鳥原の乱に際して一大坂御奉行

存候

とから、ここでの「御用」はこの一件の「届け」に関するもので ニ付井弾正致同道大炊殿(中略)江参候」を受けたものであるこ 被聞召届」の部分は十九日の記事の「御公儀江被仰上御用御座候 中らに依頼したものであるが、文頭の「一昨日者以使申上候処ニ

のである。「公儀所日乗」寛永十五年八月二十一日条には 三つ目の事例は、 毛利氏の領国に唐船が漂着した件に関するも

あったことが分る

土井大炊殿江為御目見致参上候、左候而御国江唐船参候段 風二被放之由候而参着候、(中略)長崎代官衆右之趣遂御 度奉存候通申上候へハ、申上所尤被思召候、(中略) 御当番阿部豊後様迄可申上候、何之道ニ茂御差図次第二仕 通御老中様迄長門守ゟ申上儀ニ而可有御座候哉、左候ハ、 注進候、 得御内意候、 ハ爰元ニ而言上ニ而及間敷儀ニ御座候哉、但又唐船参着之(江戸) 定而長崎御代官衆より可被成御注進候条、長門手前台(毛利秀県) 何之道二茂御代官衆御下知次第二可申付之通申越 私申上様二者、長門国深佐与申所江唐船 則讃 艘

とある。すなわち、領内に漂着した唐船の件を言上すべきかどう もしすべきであれば「御当番阿部豊後様」まで申上げたいの 岐守殿・伊豆守殿・豊後守殿江茂致参上、右之通申上相済

> ではなく毛利氏の「取次」の立場から上申をすすめている。この だが、という毛利氏側からの内談に対し、土井利勝は老中の立場 事例も、唐船漂着という事件が起こったことに端を発して大名の 142

側から老中へ「届け」られ将軍へ言上さるべきものであり、「訴 訟」でも「将軍の命令への回答」でもない。

所日乗」寛永十七年一月二十一日条には 四つ目は、 江戸藩邸前での事件の処理に関するもので、「公儀

御屋敷之前辻番所ニ而酒酔死人御座候、行衛不知者にて御 得者、一両日さらし候而主迄江可相渡候、 御帳二付也、御当番阿部豊後殿江私参候而右之首尾申上候 座候、早速右之通天野藤右衛門御使ニ而御町奉行衆江御 候へ之通被仰渡候 無左候ハ、すて

中から将軍に言上されたとは思われないが、少なくとも大名側か 渡し、でなければ捨てるようにと指示されている。この一件は老 を「申上」げ、阿部忠秋からは一両日死人をさらし主が現れれば 届けるとともに、公儀人福間は「御当番」の阿部忠秋にこのこと とある。毛利氏の江戸屋敷の前で「酒酔死人」があり、 ら月番老中への「届け」「伺い」のあった事実だけは確認できる。 町奉行に

儀所日乗」寛永十七年八月八日条に

最後に藩主の帰国の御礼についての事例をあげておこう。「公

仕参候而、今度長門守御暇被下仕合能帰国致し忝奉存ニ付一今月御当番ニ付阿部対馬(重次)殿江宍戸八郎左衛門同道

録懸御目候、而為御礼御老中様迄使者差上ケ申候通申上、御進上之御目のふい、い、いい、いい、いいいのであれば、

とある。寛永十七年の毛利秀就の帰国を月番老中阿部重次に届けたときの記事である。そして、「公儀所日乗」同年八月二十九日たときの記事である。そして、「公儀所日乗」同年八月二十九日たときの記事である。そして、「公儀所日乗」同年八月二十九日とある。寛永十七年の毛利秀就の帰国を月番老中阿部重次に届けとある。寛永十七年の毛利秀就の帰国を月番老中阿部重次に届け

法のあることを指摘しておきたい。三節で触れた山内の事例は、明らかにしたが、「御用」にはさらに「訴訟」の意が含まれる用名の側からの「公儀」への「伺い」や「届け」の意もあることを

以上、「御用」には、将軍の「御用」の意があるとともに、

大

っては「訴訟」であるものが、受け取った老中にとっては処理す勝の内衆はそれを「御用」ととらえている。すなわち、大名にと氏の行為は「訴訟」ということになる。それに対し、老中酒井忠山内氏が深尾因幡の扶持米を幕府に願ったものであり、この山内

′き「御用」ないし大名から頼まれた「御用」と認識されている

のである。

正の10mmには、寛永十年一月二十九日、細川忠利が豊後日出れ」とはなく「御用之事をわけられ」とのみ記された意味も了解れ」とはなく「御用之事をわけられ」とのみ記された意味も了解のきない、寛永十一年の「職務定則」の実施と十

江戸にて御用被仰候儀、先度以三斎(細川忠興)被仰聞候、の木下延俊に送った書状の一節、

正網)殿と御間能候間、伊豆を御頼候て可然と申候つる、然候、扨又当出頭松平伊豆(信網)事、貴様ハ右衛門(松平丹後殿(稲葉正勝)ハ不可然候、播州(伊丹康勝)弥御頼可

に、「江戸幕府日記」の「御用日」に関する記事において、寛永「訴訟」の意をも含んだものと理解するのが適当であろう。さら

にある「御用」や田中氏があげられた「被申上御用」もともに

月以降は「御用被尋開」とのみ記され「訴訟」の語はみられない。「訴訟」の語のみがみえ「御用」の語はみられず、寛永十一年三九年、十年については「今日御用日ニ付諸役人訴訟如例」などは「芝戸幕府正言」の「従月正」 に関する言葉しまして、寛元

訟」が含まれているとみなしえるのである。年三月以降の「御用日」に関する「御用」には実質的には「訴御用日に扱われる事柄が本質的に変化しないとすれば、寛永十一

山口県文書館『毛利家文庫』。ここでは東京大学史料編纂所写真帳

1

143 (429)

を使用

- 記』(読売新聞社、一九九一年)を参照されたい。② 毛利氏の公儀人については、山本博文氏の『江戸お留守居役の日
- 「卵月日」こあたら「正言なず日」)。「公儀御書案文」(「細川家文書」)。
- 頁に掲げた一覧を参照。) 「御用日」に関する「江戸幕府日記」の記事については拙著二二一

3 わりに

小池氏の「御用」についての分析を検討し、その論証が不備で小池氏の「御用」についての分析を検討し、その論証が不備であること、また「訴訟」と同じ方向性をもつ「御用」が「訴訟」を以外にもあること、さらに「御用」には用法によって「訴訟」を当さむ用法のあることを指摘した。こうした理解に立てば、「将を当であるとする小池氏の理解は成り立ちえない。また、寛永十一年の「職務定則」における「御用」は「将軍の命令への回びある「届け」や「伺い」などであり、高木昭作氏や山本博文氏の「職務定則」における「御用」の理解は改められるべきであるの「職務定則」における「御用」の理解は改められるべきである。

(京都大学教授